第四十三条第一項の表講習手数料の項中「第百八条の二第一項第十五号」の下に「又は第十六号」を加える。

別表第二中「第三十九条の二の二」の下に「、第四十一条の三」を加え、同表の一の表中「交差点右左折方法違反」を「自動車等交差点右左折方法違反」に改め、別表第二の備考の二の58中「第七十一条の四第三項から第六項」を「第七十一条の四第四項から第七項」に改め、同表の備考の二の80中「交差点右左折方法違反」を「自動車等交差点右左折方法違反」に改める。

別表第六の十九の項中「通行許可条件違反」の下に「、歩道徐行等義務違反、路側帯進行方法違反」を加え、同表の備考の二中22を25とし、21を24とし、20を23とし、19の次に次のように加える。

20　「歩道徐行等義務違反」とは、法第十七条の二第二項の規定の違反となるような行為をいう。

21　「路側帯進行方法違反」とは、法第十七条の三第二項の規定の違反となるような行為をいう。

22　「交差点右左折方法違反」とは、法第三十四条第一項から第五項までの規定の違反となるような行為をいう。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月一日）から施行する。

（優良運転者及び違反運転者の区分に関する経過措置）

第二条　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に道路交通法の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の道路交通法（以下「旧法」という。）第八十四条第一項に規定する自動車等の運転に関し道路交通法施行令（以下「令」という。）第三十三条の二第三項に規定する違反行為又は令別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をした者に対する道路交通法（以下「法」という。）第九十二条の二第一項の表の備考一の2及び4の規定の適用については、同表の備考一の2中「自動車等」とあるのは「自動車等又は道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）第三条の規定による改正前の第八十四条第一項に規定する自動車等」と、同表の備考一の4中「自動車等」とあるのは「自動車等若しくは道路交通法の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の第八十四条第一項に規定する自動車等」とする。

（運転技能検査等に関する経過措置）

第三条　施行日前に旧法第三条に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転に関し令第三十四条の三第五項に規定する基準違反行為をした者に対する法第九十七条の二第一項第三号イの規定の適用については、同号イ中「大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車」とあるのは、「大型自動車、中型自動車、準中型自動車若しくは普通自動車又は道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）第三条の規定による改正前の第三条に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車若しくは普通自動車」とする。

（技能検定員資格者証等の交付の拒否等に関する経過措置）

第四条　施行日前にした行為を理由とする法第九十九条の二第四項の技能検定員資格者証及び法第九十九条の三第四項の教習指導員資格者証の交付の拒否又は返納、法第百条の二第五項の規定による再試験の受験義務、法第百一条の七第三項の規定による認知機能検査等の受検義務、法第百二条第七項の規定による適性検査の受検義務、法第百二条の二又は第百二条の三の規定による講習の受講義務並びに法第百六条の規定による都道府県公安委員会から国家公安委員会への報告については、なお従前の例による。

（指定講習機関の指定等に関する経過措置）

第五条　施行日前に旧法第八十四条第一項に規定する自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は旧法に規定する罪を犯した者に対する法第百八条の四第三項第三号及び令第三十五条第一項第二号ハの規定の適用については、法第百八条の四第三項第三号中「自動車等」とあるのは「自動車等又は道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）第三条の規定による改正前の第八十四条第一項に規定する自動車等」と、令第三十五条第一項第二号ハ中「自動車等」とあるのは「自動車等又は道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）第三条の規定による改正前の法第八十四条第一項に規定する自動車等」とする。

（点数に関する経過措置）

第六条　施行日前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第七条　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の表第二十六条の六第一号の項中「第百十八条第一項第三号」を「第百十八条第一項第五号」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十五号

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和五年四月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
文部科学大臣　永岡　桂子

電波法及び放送法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十六号

電波法及び放送法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和五年四月二十日とする。

総務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣　岸田　文雄